

2013年3月22日

国際会計基準審議会 御中

**公開草案「持分法：その他の純資産変動に対する持分  
(IAS 第 28 号の修正案)」に対するコメント**

我々は、公開草案「持分法：その他の純資産変動に対する持分 (IAS 第 28 号の修正案)」(以下「本公開草案」という。)に対するコメントの機会を歓迎する。

1. 我々は、本公開草案における提案が、IFRS の基本原則と整合しないものであり、また、財務報告に関する概念フレームワーク上、検討すべき問題があることから、同意しない。
2. また、持分法は、IASB のアジェンダ・コンサルテーションにおけるリサーチ・プロジェクトの 1 つになっている関係から、長期的な観点からも対応することが考えられる。

**質問 1**

IASB は、投資者が、投資先の純資産の変動のうち投資先の純損益又は OCI に認識されておらず、受け取った分配ではないもの (その他の純資産変動) に対する持分を、投資者の資本に認識するように、IAS 第 28 号を修正することを提案している。これに同意するか。同意又は反対の理由は何か。

3. 我々は、以下の理由により、同意しない。

**IASB 提案の問題点**

4. 我々は、IASB 提案 (投資先のその他の純資産変動に対する持分を、投資者の資本に認識すること) は、次の IFRS の基本原則と整合しないものであると考えている。
  - IFRS 第 3 号及び IFRS 第 10 号 (IAS 第 27 号) における基本原則 (企業集団は親会社及び子会社から構成され、重大な経済事象概念により、支配の喪失を伴わない持分変動が資本取引となる原則)
  - IAS 第 1 号における基本原則 (所有者との取引と非所有者との取引を明確に区別し

た原則)

5. 最初に、上述の IFRS 第 3 号及び IFRS 第 10 号における基本原則からすれば、関連会社は、企業集団の構成要素ではなく、支配は獲得されていないことから、資本取引となる余地はない。すなわち、関連会社におけるその他の純資産の変動は、企業集団の所有者との取引ではなく、非所有者との取引となる。次に、上述の IAS 第 1 号における基本原則からすれば、非所有者との取引は、収益費用取引として、包括利益計算書に表示されることになる。
6. また、IASB 提案に従った場合、子会社が第三者割当増資を複数回に分けて段階的に行った場合、例えば、第一に支配の喪失を伴わない持分変動、第二に支配の喪失となるが、重要な影響力を有する持分変動、第三に重要な影響力の喪失を伴わない持分変動となった場合、第一の持分変動は資本に認識し、第二の持分変動は損益に認識し、第三の持分変動は資本に認識することになると、第三の持分変動で、再び資本取引が生じるという概念的な不合理が生じる<sup>1</sup>。
7. 我々は、IASB 提案は、これらの基本原則に整合せず、IFRS の解釈上、大きな問題が生じるものと考えており、IASB の提案に同意しない。また、我々は、この観点からは、IASB の結論の根拠 (BC5) についても、妥当性がないことを意図している。

#### ASBJ による代替案

8. 我々は、IFRS の基本原則を前提として、この問題を検討することが重要であると考えている。つまり、IFRS の基本原則を適用・解釈することで、現行の IFRS 体系において、最も妥当な処理が見出されるものと考えている。また、このことは、不統一を解決する手段にも繋がると考える。
9. その観点からは、我々は、投資先のその他の純資産変動に対する持分を、投資者の損益に認識することが適切と考えられ、その方法を提案する。
10. その一方で、我々は、IAS 第 28 号が明確でなかったことから、現行の実務においては、様々な処理があることにも留意している。我々は、第 5 項に記載のとおり、資本取引とすることは適切ではないと考えているが、様々な実務が行われていることを認識しており、この点については、今後 IASB で行われる予定とされる持分法のリサーチ・プロジェクトの中で明確化を図るべきと考える。

---

<sup>1</sup> 当然ながら、我々は、実務における短期的なストラクチャリング目的については、複数の取引単一の取引として会計処理すべきことがある場合 (IFRS 第 10 号 B97 項) の類推にも留意している。

11. 我々が、現行の IFRS 体系における解釈上、損益を提案する根拠は、次の通りである。
- (1) 第 1 に、持分法の定義（IAS 第 28 号第 3 項<sup>2</sup>）から、投資先の純資産に対する投資者の持分の変動のすべてが認識されるべきである。
  - (2) 第 2 に、IAS 第 28 号第 11 項において、投資先のその他の純資産変動に対する持分の投資者の処理が明示されていないことから、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における会計方針の選択の基本原則（IAS 第 8 号第 10 項及び第 11 項）を適用し、類似に事項や関連する事項を扱っている IFRS の基本原則・要求事項を参照すべきである。すなわち、IFRS 第 3 号、IFRS 第 10 号及び IAS 第 1 号の基本原則が参照先となると考える。
  - (3) 第 3 に、資本となるか、収益・費用となるかを判断すべきである。  
IFRS 第 3 号及び IFRS 第 10 号（IAS 第 27 号）における基本原則及び IAS 第 1 号における基本原則により、企業集団の所有者との取引ではないので、資本には該当せず、非所有者との取引として、収益・費用取引となる。
  - (4) 第 4 に、収益・費用のうち、損益となるか、その他の包括利益となるかを判断すべきである。  
その他の包括利益については、実質的な定義がなく、適用方法が明確になっていないため、今後、IASB において概念フレームワークで検討するとしている。したがって、そのような状況において、その他の包括利益の利用を増やすことは適切ではないと考える。収益・費用の残余区分として、損益として処理することになる。
12. 我々の提案には、次の利点があるものと考えている。
- IFRS 体系から離脱することなく、IFRS 体系における解釈上、最も妥当な処理を導くことができること
  - 概念フレームワーク及び他の基本原則との整合性が保持されること
  - IASB 提案のような複雑性の問題（損益への振替の問題）が生じないこと
  - 不統一を解消し、将来に向けて統一的な運用が可能なこと

#### IASB 提案の根拠としている一行連結の考え方について

13. 我々は、一行連結の考え方にも留意しているが、持分法は一行連結であるとする考え方があるとしても、必ずしも連結に関する原則が、そのまま関連会社に及ぶことを意味するものではないと解すべきである。また、持分法においては、一行連結の考え方からの乖離が広がってきているものと考えている。

---

<sup>2</sup> 持分法とは、投資を最初に取得原価で認識し、それ以後、投資先の純資産に対する投資者の持分の取得後の変動に応じて修正する会計処理方法をいう。

14. 例えば、IASB は、IAS 第 39 号の BC24D 項において、一行連結の考え方に対して、企業結合及び連結に関する原則が、関連会社及び共同支配企業に対する投資に類推適用できることを意味するものと解釈すべきではないと自ら結論付けている。
- 当審議会は、IAS 第 28 号の第 20 項は関連会社に対する投資の会計処理に用いられる方法論のみを説明していることに留意した。これは、企業結合及び連結に関する原則が、関連会社及び共同支配企業に対する投資に類推適用できることを意味するものと解釈すべきではない。

## 質問 2

IASB は、投資者が持分法の使用を中止する時に、過去に認識した資本の累計額を純損益に振り替えることも提案している。これに同意するか。同意又は反対の理由は何か。

15. 我々は、質問 1 について、損益に認識すべきとする代替案を提案しているため、本来であれば、質問 2 にコメントする必要はないものとするが、投資者が持分法の使用を中止する時に、過去に認識した資本の累計額を損益に振り替えるとする IASB の提案には、次の懸念がある。

### IASB 提案に対する懸念

16. 我々は、資本を損益へ振り替えることには、次の問題点があるものと考えている。
- IASB の提案の根拠とした一行連結の考え方と矛盾があること  
IFRS 第 10 号の B98 項によれば、支配を喪失した場合に、支配の喪失を伴わない持分変動として資本に認識した累計額を損益へ振り替えることは規定していない。持分法の適用に際し、一行連結の考え方を踏襲するならば、持分法の使用の中止時に、資本に認識した累計額を損益へ振り替えることは要求すべきではなく、矛盾が生じているものとする。
  - IAS 第 1 号における基本原則に反すること  
IAS 第 1 号における基本原則である所有者との取引と非所有者との取引を明確に区別した原則からすれば、持分変動計算書に表示された資本取引が、持分法の使用の中止時に、包括利益計算書に表示される収益費用取引とされる問題が生じる。
  - 資本を損益に振り替えしないことを規定している他の基準のとの不整合があること
    - (a) IAS 第 32 号「金融商品：表示」の第 33 項では、企業自身の資本性商品の購入、売却、発行又は消却に関して利得又は損失を認識してはならないと規定している。
    - (b) IAS 第 32 号の AG32 項では、転換可能金融商品を満期時に転換した時には、企業は負債部分の認識の中止を行い、それを資本項目として認識する。当初の資本部分は、そのまま資本項目とされる。満期時の転換では利得又は損失は生じ

ないと規定している。

(c) IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」の第 23 項では、権利の確定した資本性金融商品が失効したり、ストック・オプションの場合に、行使されなかったりした場合でも、従業員から受け取ったサービスについて認識した金額を事後的に戻し入れてはならないと規定している。

- その他の包括利益と同様に、2 種類の資本概念（損益に振り替える資本と損益に振り替えない資本）を生じさせること

### 質問 3

提案について他にコメントはあるか。

17. 我々は、IASB が今回の提案について、短期的な解決策として従前の要求事項に復帰することを根拠にしていること、また、遡及適用を要求していることを強く懸念している。

#### 短期的な解決策として従前の要求事項に復帰することに対する懸念

18. 我々は、IASB 提案の結論の根拠（BC8）である短期的な解決策として従前の要求事項に復帰することについて、以下の観点から同意しない。

- 関連する基準の改訂（2007 年 IAS 第 1 号の改訂、2008 年 IFRS 第 3 号及び IAS 第 27 号の改訂）により、重要な基本原則が明確化されたことに反していること
- IFRS は原則を重視した考え方に立脚して原則主義をとっているにも関わらず、IASB 自ら本公開草案の提案が基本原則に反していることを承知し（BC8）、十分な審議をすることなく、例外を開発していること
- 2007 年の IAS 第 1 号の改訂前までは、IAS 第 28 号が資本に認識することを規定していたのは、2007 年の IAS 第 1 号の改訂において包括利益概念が導入されたことにより、改訂前は資本直入されたものについて、改訂後はその他の包括利益とされたものを対象としていたと想定されること（このことは、IAS 第 28 号の第 10 項において、有形固定資産の再評価及び外貨換算差額によって生じた変動と記述され、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」参照とされているから認識される）
- 2007 年の改訂前であったとしても、本公開草案におけるその他の純資産の変動の処理が、IAS 第 28 号において想定されていたとは考えられないこと（このことは、2008 年改訂前の IAS 第 27 号において、持分変動の処理が規定されていなかったことから当然に判断可能と解される）
- 2009 年 7 月の IFRS 解釈指針委員会の会議においては、我々の代替案と同様に、投資者の損益に認識するアジェンダ決定がされていること
- 本公開草案におけるその他の純資産の変動の処理は、概念フレームワーク及び基本原則と強い関連性があることから、短期的な解決策としては時期尚早であり、持分法はリサーチ・プロジェクトの対象となっていること

## 遡及適用に対する懸念

19. 我々は、IASB の提案である遡及適用については、基準適用の安定性が害され、次の強い懸念がある。

- 我々の代替案と同様に、投資先のその他の純資産変動に対する持分を投資者の損益に認識している実務があること
- 短期的な解決策として従前の要求事項に復帰することに対する懸念で示したように、2009年7月のIFRS解釈指針委員会の会議において、投資者の損益に認識するアジェンダ決定がされていること
- 2008年のIAS第27号改訂前までは、連結における持分変動の処理が規定されておらず、様々な実務が見られていたことに対し、2008年改訂IAS第27号は、遡及適用を禁止していること（IAS第27号の第45項、IFRS第10号C3項及びC6項）

★ ★ ★

我々のコメントが、本公開草案におけるIASBの今後の審議に貢献することを期待する。

加藤 厚

企業会計基準委員会 副委員長